

韓国における学校社会福祉現場実習指導に関する研究

—指導マニュアル初期段階の内容から—

○東京福祉大学 大門 俊樹 (6367)

キーワード：スクールソーシャルワーク実習、初期段階、韓国社会福祉士協会

1. 研究目的

2009年4月より、日本社会福祉士養成校協会によるスクールソーシャルワーク（以下SSW）教育課程認定事業が開始され、日本においても大学におけるスクールソーシャルワーカー（以下SSWr）養成教育がようやく開始された。同課程では10日間のSSW実習が課されているが、十分な実習場所も確保できず、実習内容についても不統一で、数多くの課題を抱えている。日本においては学校配置型、派遣型など、多様な配置形態でのSSWrによる指導をとるため、指導マニュアルのもと、常駐型学校社会福祉士（SSWrのこと）が実習生の指導を行う韓国と比べると、統一された実習指導のあり方を議論していくことはこれからの大きな課題であるといえる。

韓国においては、事業化前の1993年に学校社会福祉実習が初めて行われた。윤철수（当時大学院生）はF高等学校において、1993年8月から1994年7月まで、所属大学の教授からのスーパービジョンを受け、教師から依頼された学生を対象に直接サービス提供をしながら、実習を行った。以来韓国では、長期間にわたり、常駐型学校社会福祉士と所属大学の教員からのスーパービジョンを受けるとい実習形態が継続し、人材育成の大きな柱となっていったといえる。

2004年より韓国学校社会福祉士協会は、学校社会福祉士の実習指導者の教育課程を開発し実施してきた。2010年には、学校や地域社会福祉館の現場で長年にわたり学校社会福祉の実務と実習指導者としての役目を経験してきた4人（안정선, 윤철수, 진혜경, 박경현）により、「学校社会福祉現場実習指導マニュアル」が著された。同書は、韓国の学校社会福祉現場実習において、標準的な実習指導の指針として用いられている。

日本と韓国では、実習形態や実習現場、実習指導者資格の有無など、大きな相違点が多くつもあり、単純に比較検討するのが難しい点も多い。しかしながら、実習開始から20年の歴史をもつ韓国における指導マニュアルから、日本においても取り入れるべき内容について抽出し議論することは、今後日本においてSSW実習内容の統一化を図る際にも必要となると考える。

本報告においては、「学校社会福祉現場実習指導マニュアル」のうち、初期段階の内容に絞り、現時点での韓国における実施内容を整理するとともに、日本においても取り入れるべき内容を抽出し、今後の日本におけるSSW実習内容についての議論に生かしたい。

2. 研究方法

本研究ではまず、韓国学校社会福祉士協会ソウル支部で実施されている実習共同教育の内容を整理した。その後、「学校社会福祉現場実習指導マニュアル」の訳出を行った。同書は、①学校社会福祉実習スーパービジョンへの理解、②準備段階、③初期段階、④中間段階、⑤終結・評価段階に分かれているが、そのうち、本研究においては②準備段階の内容に絞り、整理した。

さらに、韓国現地調査を行い、実習指導経験者より、マニュアルにある初期段階の内容と実践状況について、聞き取りを行った。そのうえで、韓国において初期段階で行われている内容から、日本においても做すべき内容について考察を試みた。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究を基本としているが、本学会研究倫理指針に則って研究を行った。

4. 研究結果

韓国において学校社会福祉現場実習指導者の要件は、韓国社会福祉士協会の社会福祉現場実習の指導指針に則っており、「社会福祉士1級資格をもち、社会福祉実務経験が3年以上」となっている。

実習指導の内容については、ソーシャルワーク事業法と韓国社会福祉士協会の規定を遵守し、各学校の学校社会福祉室で準備される。韓国社会福祉士協会では実習で扱う内容を、必須共通、必須選択（3つの内容のうち、最低1つを選択）、自由選択（機関の状況に従って必要な部分を選択）に分けており、学校社会福祉実習の際にもこれが適応されている。また、韓国では1学期実習は3～6月、2学期実習は9～12月と、長期実習の形をとるため、マニュアルでは、実習指導者は実習生に各自の力量と個々の関心を考慮し、実践現場に対して自信と達成感が持てるようケースを割り当てなければならないとしている。

同書によると、実習初期段階は、①実習契約の確定、②関係形成、③基礎教育に大別される。

実習契約の確定においては、実習契約書に実習計画書を添付するか、あるいは契約書を別途に作成せず実習計画書に両者がサインをすることによって契約書に変える。実習業務の割り当てに際しては、高度な専門性が要求される難度の高い業務を与えることは望ましくないと考えられ、実習生個人の力量、学校の条件、実習指導者の力量を総合的に反映し、実習生の業務割当をしなければならない。

関係形成においては、スーパーバイザーと実習生の関係、教師と実習生との関係、実習生同士の関係形成がそれぞれ図られる。

基礎教育においては、学校教育政策と教育課程、児童青少年政策、教育福祉政策などの知識と、行政書式記録、公文書作成、学校調査、地域社会調査、プログラム企画などの技術的側面、また人間の尊厳性とソーシャルワーク専門職の倫理などの価値を扱う。知識に関しては、セミナー、読書討論、課題発表などの方法を取り、技術的側面は直接実践しながら習得する。

5. 考察及び今後の課題

韓国において学校社会福祉実習は、韓国社会福祉士協会の基準に基づき行われていることがわかった。すなわち、学校社会福祉がソーシャルワークの専門領域の1つとして認識されているといえる。しかしながら、実習指導者の資格要件を満たす学校社会福祉士は多くはなく、業務も忙しいため実習生を指導する時間の確保が難しいのが現状である。

準備段階において韓国から学ぶべき点として、①社会福祉現場実習に則った実習指導者の要件があること、②韓国社会福祉士協会で規定された実習内容に基づき現場で内容を決め、実習指導計画書を作成すること、③実習生の力量に合わせたケースを担当させること、④十分な対話のもとに実習契約が行われ、実習生の力量に応じた業務割当がされること、⑤スーパーバイザーと実習生、実習生同士のみならず、教師と実習生との関係形成が十分図られること、⑥セミナー、読書討論、課題提出などを通して、学校教育、児童福祉、教育福祉、公文書作成、社会調査などの基礎教育が念入りに行われることなどが挙げられる。

これらの多くは、常駐型学校社会福祉士がいる学校に長期にわたって配属されることにより可能になるともいえる。今後日本においても、社会福祉士受験資格取得のための相談援助実習の教育内容に基づき、SSW実習の教育内容の体系化についての議論が求められるのではないだろうか。

しかし、日本においてはSSW実習そのものが定着しているとは言い難く、当面は大学側での指導が中心になるといわざるをえない。報告者も現在SSW教育課程を担当し、学校常駐型（私学）、派遣型、拠点校型へ実習生を送っている。実習場所も多様なため、それぞれの現場に合わせた十分な事前指導を大学で行いながら、まずは所属大学のSSW実習の体系化について検討を進めたい。